

通学区域の変更により就学指定校が変更となる場合の取扱要綱

施行 令和6年12月1日

(目的)

第1条 この要綱は、交野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（昭和48年教委規則第3号 以下「規則」という。）の改正に伴う通学区域の変更により、就学指定校が変更となる児童・生徒（以下「児童等」という。）が、引き続き従前の就学校への就学を希望する場合において、教育的配慮等により指定校の変更を認めることが適切であると認めるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象地区)

第2条 本要綱において対象となる地区は、別表第1のとおりとする。

(対象者)

第3条 対象者は次の各号に該当する者とする。

(1) 規則の改正により、別表第1に掲げる通学区域変更日に、対象地区に居住し、住民票を有する児童等。

(2) 規則の改正により、別表第1に掲げる通学区域変更日に、対象地区に居住し、住民票を有する未就学児。但し、小学校・義務教育学校前期課程の入学時に引き続き住民票があるものに限る。

(申請)

第4条 就学指定校以外への就学を希望する就学予定者及び児童等の保護者は、教育委員会へ「就学指定校の変更申立書」を提出しなければならない。

(申立書の受理・通知)

第5条 教育委員会は前条の申立書を受理したときはこれを審査し、その結果を速やかに、その保護者に対して通知しなければならない。

(承認の取消し)

第6条 教育委員会は、保護者が申立ての手続きを偽り、また不正な行為によって前条の承認を受けたことが判明した場合は、当該承認を取消す旨の通知をしなければならない。

2 前項の通知を受けた保護者は、就学予定者及び児童等を速やかに本来の指定校へ就学させなければならない。

(細目の委任)

第7条 この要綱の施行に関して必要な事項は、教育長が別途定めるものとする。

別表第1（第2条関係）

対象地区	通学区域 変更日	就学指定校		変更先希望校
		変更前	変更後	
郡津1丁目 1番～3番、 37番～43 番	令和7年 4月1日	交野市立 交野みらい小学校	交野市立 郡津小学校	交野市立 交野みらい学園 (仮称)
		交野市立 第一中学校	交野市立 第二中学校	

附則

（施行期日）

この要綱は令和6年12月1日より施行する。